

道路位置指定済証明書交付事務取扱要領

〔平成22年3月2日〕
〔都市整備部長決裁〕

(目的)

第1条 この要領は、道路位置指定済証明書（以下「証明書」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(証明書の交付対象)

第2条 証明書の交付を受けることのできる者は、全ての者とする。

(証明書の交付申請)

第3条 証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、証明願（別記様式第1号）を都市整備部建築指導課に提出しなければならない。

(証明書の交付時間)

第4条 証明書は、午前8時30分から午後5時15分までの間（毎週日曜日および土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日ならびに年末年始の休日を除く。）、交付することができる。

(証明書の交付)

第5条 証明書は、都市整備部都市総務課において即日交付する。

(手数料)

第6条 申請者は、秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）別表第7に基づき、手数料を納付しなければならない。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

道路位置指定証明書交付伺

年 月 日

(宛先) 秋田市長

申請者	住所				氏名		
種 別	枚 数	件 数	金 額	指 定 月 日 及 び 整 理 番 号	摘 要		
道路位置指定証明	枚	件	円				
	枚	件	円				
	枚	件	円				
計		件	円	備考			

課 長	参 事	副 参 事	主 席 主 査

別添図面に表示した道路が、建築基準法第42条第1項第5号に掲げる道路として指定されており、指定道路調書と相違ないことを証明してよろしいか伺います。

起案者 建築指導課

印

公印使用承認欄	受付年月日

証 明 願

年 月 日

(宛先) 秋田市長

申請者 住 所
氏 名

下表および別添図面のとおり、建築基準法第42条第1項第5号に掲げる道路として指定を受けていることを証明願います。

整 理 番 号	
指定の年月日	年 月 日
申請者の氏名	
指定道路の延長	m
指定道路の幅員	m
指定道路の位置	秋田市

上記の内容は指定道路調書と相違ないことを証明します。

年 月 日

秋田市長 穂 積 志

裏面

備考 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。